

福井県テニス協会表彰規定

第1条 この規定はテニス功労者賞・テニス功労団体賞および優秀選手賞・優秀団体賞「以下賞という」の授与について定めることを目的とする。

第2条 テニス功労者・テニス功労団体者は、次の各号の1に該当するものと認められるものに授与し、その功労を賞する。

1. 県テニス競技振興に尽力、功労が顕著な者
2. 県テニス協会またはその加盟団体の発展のため10年以上にわたり尽力し、功労が顕著な者

第3条 優秀選手・優秀団体は、常にスポーツマンシップを堅持して試合時の態度はもちろん、その日常生活態度が社会の模範である者・団体のうち、次の各号に該当すると認められる者に授与してその功労を賞する。

1. 北信越国体に優秀な成績を収め、国民体育大会に出場したとき。
2. 北信越大会・予選において1位の成績を収めたとき。
3. 県大会において3年連続して優勝したとき。

第4条 前条のうち、次の各号に該当すると認められる者は特別賞を授与してその功労を賞する。

1. 全国大会にて8位以上の成績を収めたとき。
2. 前条1号・2号の成績を3年連続して収めたとき。
3. 県大会にて5年連続して優勝したとき。

第5条 授賞者には、県テニス協会ならびに県テニス協会加盟団体の推薦により常任理事会の同意を得て決定する。尚、功労団体は常任理事が推薦・決定する。

第6条 授賞者には、記念品を授与する。

第7条 この規定により賞を授与された者で、その体面を汚す行為のあったときは、表彰を取り消すこともある。

第8条 この規定に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

付 則 この規定は昭和62年度より施行する。